焼津市低入札価格調査取扱要領の一部を次のように改正する。

#### 改正前

# 第1条・第2条 略

(調査基準価格の算定方法)

- 第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(1万円未満の端数切捨て)(以下「調査基準比較価格」という。)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(1万円未満の端数切捨て)とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(1万円未満の端数切捨て)とする。
  - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 2 次の各号に掲げる工事については、当該各号に規定する補正値等を用いた計算式による算出額(1万円未満の端数切捨て)を調査基準比較価格とし、当該価格に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(1万円未満の端数切捨て)とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(1万円未満の端数切捨て)とする。

#### 改正後

## 第1条・第2条 略

(調査基準価格の算定方法)

- 第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(1万円未満の端数切捨て)(以下「調査基準比較価格」という。)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(1万円未満の端数切捨て)とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(1万円未満の端数切捨て)とする。
  - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 次の各号に掲げる工事については、当該各号に規定する補正値等を用いた計算式による算出額(1万円未満の端数切捨て)を調査基準比較価格とし、当該価格に 100 分の 110 を乗じて得た額を調査基準価格とする。ただし、その額が予定価格に 10分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10分の 9.2 を乗じて得た額(1万円未満の端数切捨て)とし、予定価格に 10分の 7.5 を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に 10分の 7.5 を乗じて得た額(1万円未満の端数切捨て)とする。

2
(1) 建築物の解体工事の場合は、0.8 の補正値を用いて算出す
る。
(直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費

改正前

- (2) さく井工事の場合は、0.8の補正値を用いて算出する。 (直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×5.5/10)
- (3) 前各号のほか特別なものについては、契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で適宜の割合を予定価格に 乗じて得た額とする。

### 第4条~第14条 略

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月22日から施行する。

 $\times 9/10+$  一般管理費 $\times 5.5/10$ 

(経過措置)

2 改正後の焼津市低入札価格調査取扱要領第3条の規定は、令和4年5月1日以後に公告又は指名通知を行う案件について適用し、 同日前に公告又は通知等を行った案件については、なお従前の例による。

## 改正後

(1) 建築物の解体工事の場合は、0.8 の補正値を用いて算出する。

(直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×6.8/10)

- (2) さく井工事の場合は、0.8の補正値を用いて算出する。(直接工事費×9.7/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×9/10+一般管理費×6.8/10)
- (3) 前各号のほか特別なものについては、契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で適宜の割合を予定価格に 乗じて得た額とする。

第4条~第14条 略